

いいの事務所 ニュース

VOL.147

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 1 3-2
オーチャー小網町ビル 1 階・6 階
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>



今月のテーマ:「定額減税制度の年調減税事務」について

令和 6 年の税制改正において決定した**定額減税制度**により、今年の年末調整では、**年調減税**という今年度限りの特別な実務が発生します。今回は年調減税の概要と年末調整においての実務ポイントを解説します。

■ 年調減税の概要

	所得税	ポイント
対象者	①日本国内の 居住者 の方 ※「 居住者 」とは、 国内に住所を有する方 、又は現在まで引き続き 1年以上居所を有する方 をいいます。 ②令和6年度の合計所得が合計所得金額 1,805万円以下 の方 (給与所得のみの場合は 給与収入2,000万円以下)	①海外勤務をしており、日本に住民票が無い方 (非居住者) は、対象外です。 ②見込み給与収入が 2,000万円を超える方 (年末調整対象外の方) は年調減税できません。
減税額	本人 : 30,000円	「 居住者 」が対象です。
	同一生計配偶者 : 30,000円	①本人と生計を一する方 (国内居住者) かつ、 ②合計所得金額 48万円以下 の方が対象です。(給与収入 103万円以下) ※年末調整の時と異なり、 本人の所得金額が高額 (1,000万以上) でも対象となります。
	扶養親族 : 1人つき30,000円	上記、同一生計配偶者の要件①・②を満たす方。 扶養親族は 16歳未満 の方も対象になります。

■ 年調減税の対象者は？ どの従業員が定額減税の対象者が把握しましょう!!

【従業員】

令和 6 年分所得税については、「定額による所得税額の特別控除 (定額減税)」が実施されます。既に、月次減税を実施しているか否かにかかわらず、12月31日 (年末調整実施時) の現況で年調減税を実施します。

減税の対象となるのは、①**令和 6 年分所得税の納税者である居住者**で、②**合計所得金額が 1,805 万円以下 (給与収入のみでは、2,000 万円以下)** である方です。

注意点としては、**年末調整の対象者と年調減税の対象者は異なることがあることです。**

合計所得 (給与以外の所得を含む) で 1,805 万円を超えていても、扶養控除等申告書を提出している会社での給与収入が 2,000 万円以下の方は**年末調整の対象**ではありますが、**年調減税の対象にはなりません。**

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	14,000,000 円	12,050,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>
(2) 給与所得以外の所得の合計額		6,000,000 円 <small>(裏面「4(2)」を参照)</small>
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		18,050,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額	定額減税対象
<input type="checkbox"/>	900万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円
<input checked="" type="checkbox"/>	1,805万円超 2,400万円以下	48万円
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分 I (左のA~Dを記載)

基礎控除の額 **480,000 円**

本人定額減税対象

※「区分I」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

給与収入2,000万円以下
→ 年末調整は対象

合計所得金額1,805万円超
→ 年調減税は対象外

【配偶者・扶養親族】

次に、同一生計配偶者と扶養親族については、令和6年12月31日の現況により該当するかで判定をします。

減税の対象となるのは、①**本人と生計を一する方（国内居住者）**かつ、②**合計所得金額48万円以下の方**です。（給与収入103万以下）

そのため、同一生計配偶者と扶養親族のうち、**非居住者は定額減税の対象外となります**。所得税の控除対象扶養親族となる親族であっても、**定額減税では対象外**になる場合があります。また、**16歳未満の扶養親族も定額減税の対象**となりますので、「給与所得者の扶養控除等申告書」への記載の周知と内容をしっかり確認することが重要です。

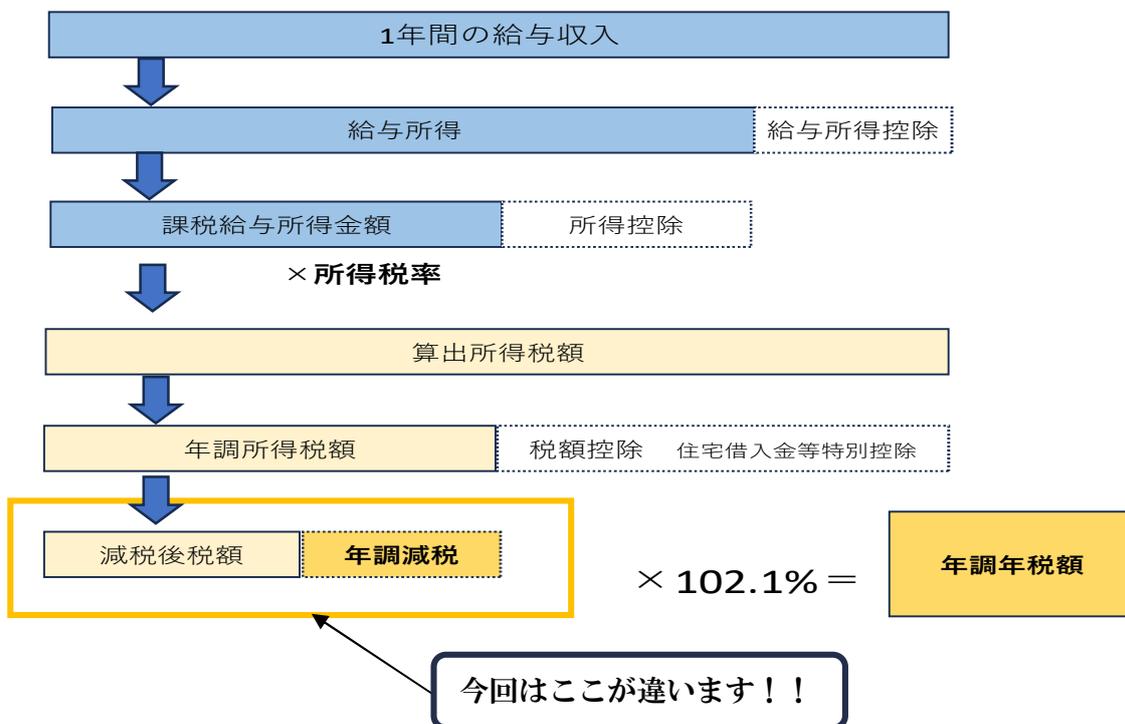
■年調減税額の控除？

例年と同様に年末調整を行い、年調所得税額の算出を行います。

その後、年調所得税額から年調減税額の控除を行い、控除後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出し、過不足の精算を行います。

年調減税額の控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。そのため、控除しきれない場合には、**年末調整での還付はありません**。

【年調年税額計算の流れ】



■源泉徴収票への記載方法

年末調整終了後に作成する給与所得の源泉徴収票には、摘要欄に**実際に控除した年調減税額**を「源泉徴収時所得税減税控除済額●●●円」と記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を「控除外額●●●円」と記載します。控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載します。

なお、**年末調整を実施していない従業員への源泉徴収票には何も記載しなくて良いです**。

定額減税制度に関してご不明な点がございましたら当事務所担当までお問合せください。

